

別添

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

厚生労働省発健第1219002号

平成20年12月19日

一部改正 平成21年8月31日
一部改正 平成22年6月30日
一部改正 平成23年6月16日
一部改正 平成24年9月7日
一部改正 平成25年2月8日
一部改正 平成25年11月12日
一部改正 平成26年1月8日
一部改正 平成26年2月7日
一部改正 平成26年12月11日
一部改正 平成27年2月4日
一部改正 平成28年2月1日
一部改正 平成28年2月8日
一部改正 平成28年9月16日
一部改正 平成29年8月31日
一部改正 平成30年10月5日
一部改正 平成31年2月20日
一部改正 令和元年11月29日
一部改正 令和2年2月14日
一部改正 令和2年2月19日
一部改正 令和2年3月10日
一部改正 令和2年12月22日
一部改正 令和3年3月30日

（通則）

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第61条、検疫法（昭和26年法律第201号）第33条、予防接種法（昭和23年法律第68号）第27条第2項、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）（以下「昭和51年一部改正法」という。）附則第3条第2項に係る国庫負担金並びに感染症対策特別促進事業、特定感染症検査等事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、予防接種センター機能推進事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業、エイズ対策促進事業、緊急風しん抗体検査等事業（システム改修分）、予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報

連携体制整備事業、リウマチ・アレルギー特別対策事業、療養生活環境整備事業、難病特別対策推進事業、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業、循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業、特定疾患治療研究事業、地域保健医療等推進事業、健康的な生活習慣づくり重点化事業、栄養ケア活動支援整備事業、特殊な調理に対応できる調理師研修事業、がん診療連携拠点病院機能強化事業、都道府県健康対策推進事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業、がん検診従事者研修事業、がんゲノム情報管理センター事業、希少がん診断のための病理医育成事業、予防接種事故発生調査事業、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）に基づく健康増進事業及び健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、感染症法、検疫法、予防接種法、地域保健法（昭和22年法律第101号）、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和39年法律第155号）、健康増進法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。^{労働省}

（交付の目的）

- 2 この国庫負担（補助）金は、感染症対策、地域保健医療推進対策等の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い又は予防接種による健康被害者を救済し、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、国民が安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

[（項）感染症対策費]

（1） 感染症予防事業費等負担金

ア 感染症予防事業

（ア） 感染症法第58条第2号から9号及び14号の規定により都道府

県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区が行う支弁事業

- (イ) 感染症法第59条の規定により東京都（法第57条第4号の規定に係る部分に限る。）、政令市及び特別区（法第57条第4号の規定に係る部分を除く。）が行う負担事業並びに市町村（政令市を除く。）が支弁する費用に対して都道府県が行う負担事業

イ 感染症発生動向調査事業

感染症法第58条第1号、4号の2及び4号の3の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う負担事業

ウ 密入国検疫等事業

検疫法第22条第3項及び第23条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定等により船舶等について保健所長がとる検査、消毒、その他検疫感染症予防のための必要な措置に係る費用について、検疫法第33条の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う支弁事業

[(項) 感染症対策費]

(2) 感染症医療費負担金

感染症患者入院医療費

感染症法第58条第10号及び12号の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う負担事業

[(項) 感染症対策費]

(3) 予防接種対策費負担金

予防接種対策事業

予防接種事故救済給付費

予防接種法第26条第2項及び昭和51年一部改正法附則第3条第2項の規定により市町村が支弁する費用に対して都道府県が行う負担事業

[(項) 感染症対策費]

(4) 疾病予防対策事業費等補助金

ア 疾病予防事業費等補助金

(ア) 感染症対策特別促進事業

- a 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添1「感染症予防体制整備事業実施要綱」により都

道府県、政令市及び特別区が行う事業

- b 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添2「結核対策特別促進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業
- c 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添3「新型インフルエンザ対策事業実施要綱」により都道府県が行う事業
- d 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業（ただし、実施要綱中の事業の（1）～（4）及び（8）～（9）については都道府県、政令市及び特別区が、その他については都道府県が行う事業）
- e 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業
- f 令和2年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添6「地域薬剤耐性対策推進モデル事業実施要綱」により都道府県が行う事業
- g 令和3年3月29日健発0329第1号厚生労働省健康局長通知の別添7「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システム改修事業実施要綱」により市区町村が行う事業

(イ) 特定感染症検査等事業

平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」により都道府県、政令市、特別区及び市町村が行う事業

(ウ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年6月27日健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(エ) 予防接種センター機能推進事業

平成12年7月19日健医発第1117号厚生省保健医療局長通知の別紙「予防接種センター機能推進事業実施要綱」により都道府県が行う予防接種に関する情報提供事業、医療相談事業、医療従事者向け研修事業及びワクチン流通情報収集等事業

(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業

平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」により市町村及び特別区が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

(カ) エイズ対策促進事業

平成14年3月27日健発第0327013号厚生労働省健康局長通知の別紙「エイズ対策促進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業

(キ) 緊急風しん抗体検査等事業（システム改修分）

平成31年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知の別紙「緊急風しん抗体検査等事業（システム改修分）実施要綱」により公益社団法人国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う事業

(ク) 予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業

令和3年3月29日健発0329第14号厚生労働省健康局長通知の別紙「予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業実施要綱」より市町村が行う事業

イ 予防接種対策事業費補助金

予防接種対策事業

予防接種事故発生調査費

昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10及び平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」の第4の2により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会

(以下単に「予防接種健康被害調査委員会」という。)が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して都道府県が行う補助事業(ただし、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によるものを除く)

[(項) 特定疾患等対策費]

(5) 疾病予防対策事業費等補助金

疾病予防事業費等補助金

ア リウマチ・アレルギー特別対策事業

平成18年6月13日健発第0613001号厚生労働省健康局長通知の別紙「リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱」により都道府県、政令指定都市、中核市が行う事業

イ 療養生活環境整備事業

平成27年3月30日健発0330第14号厚生労働省健康局長通知の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」により都道府県、指定都市が行う事業

ウ 難病特別対策推進事業

平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」により行う次の事業

(ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業及び指定難病患者情報提供事業

(イ) 指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業及び指定難病患者情報提供事業

(ウ) 政令市(指定都市を除く。)及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業

(エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業

エ 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業

平成21年4月28日健発第0428001号厚生労働省健康局長通知の別紙「慢性腎臓病(CKD)特別対策事業実施要綱」により都道府県、政令指定都市、中核市が行う事業

オ 循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業

令和2年7月10日健発0710第22号厚生労働省健康局長通知の別紙「令和2年度循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業実施要綱」に基づき、別に定める循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業公募要綱により選出された法人等が行う事業

カ 特定疾患治療研究事業

昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」並びに昭和53年11月21日薬発第1527号厚生省公衆衛生局長通知の別紙2「スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱」により都道府県が行う事業

[(項) 地域保健対策費]

(6) 疾病予防対策事業費等補助金

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

ア 令和2年3月31日健発0331第55号厚生労働省健康局長通知の別添1「地域保健従事者現任教育推進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業

イ 令和2年3月31日健発0331第55号厚生労働省健康局長通知の別添4「地域・職域連携推進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業

[(項) 健康危機管理推進費]

(7) 疾病予防対策事業費等補助金

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

ア 令和2年3月31日健発0331第55号厚生労働省健康局長通知の別添2「地域健康危機管理体制推進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業

イ 令和2年3月31日健発0331第55号厚生労働省健康局長通知の別添3「地域健康危機管理対策特別事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業

[(項) 健康増進対策費]

(8) 疾病予防対策事業費等補助金

ア 疾病予防事業費等補助金

(ア) 健康的な生活習慣づくり重点化事業

平成21年3月27日健発第0327009号厚生労働省健康局長通知の別紙「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱」に基づき実施する次の事業

- a 都道府県、政令市及び特別区が行うたばこ対策促進事業
- b 都道府県、政令市及び特別区が行う受動喫煙対策促進事業
- c 都道府県、政令市及び特別区が行う糖尿病予防戦略事業
- d 地域の健康増進活動支援事業公募要綱により選出された法人等が行う「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱」に基づき行われる地域の健康増進活動支援事業

(イ) 栄養ケア活動支援整備事業

令和2年7月7日健発0707第3号厚生労働省健康局長通知の別紙1「栄養ケア活動支援整備事業実施要綱」に基づき、別に定める栄養ケア活動支援整備事業公募要綱により選出された法人等が行う栄養ケア活動支援整備事業

(ウ) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業

令和2年4月10日健発0410第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「特殊な調理に対応できる調理師研修事業実施要綱」に基づき、公益社団法人調理技術技能センターが行う特殊な調理に対応できる調理師研修事業

(エ) がん診療連携拠点病院機能強化事業

a がん診療連携拠点病院機能強化事業

平成18年9月7日健発第0907001号厚生労働省健康局長通知の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (a) 都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業
- (b) 独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業
- (c) 独立行政法人及び国立大学法人以外が設置するがん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

b 地域がん診療病院等機能強化事業

平成26年8月6日健発0806第12号厚生労働省健康局長通知の別紙「地域がん診療病院等機能強化事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(a) 都道府県の設置する地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業

(b) 地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

c 小児がん拠点病院機能強化事業

平成25年2月8日健発0208第4号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児がん拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき小児がん拠点病院が実施する事業

d 小児がん中央機関機能強化事業

平成26年2月5日健発0205第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児がん中央機関機能強化事業実施要綱」に基づき小児がん中央機関が実施する事業

e 希少がん中央機関機能強化事業

平成31年3月29日健発0329第30号厚生労働省健康局長通知の別紙「希少がん中央機関機能強化事業実施要綱」に基づき希少がん中央機関が実施する事業

f がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業

令和2年3月27日健発0327第7号厚生労働省健康局長通知の別紙「令和2年度がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業実施要綱」に基づきがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が実施する事業

(オ) 都道府県健康対策推進事業

平成21年4月1日健発第0401015号厚生労働省健康局長通知の別紙「都道府県健康対策推進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(カ) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施

要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

(キ) がん検診従事者研修事業

平成28年3月29日健発0329第8号厚生労働省健康局長通知の別紙「がん検診従事者研修事業実施要綱」により都道府県、一般社団法人等又は公益法人、特定非営利活動法人が行う事業

(ク) がんゲノム情報管理センター事業

平成31年3月29日健発0329第35号厚生労働省健康局長通知の別紙「がんゲノム情報管理センター事業実施要綱」により国立研究開発法人国立がん研究センターがんゲノム情報管理センターが行う事業

(ケ) 希少がん診断のための病理医育成事業

令和2年3月27日健発0327第11号厚生労働省健康局長通知の別紙「令和2年度希少がん診断のための病理医育成事業実施要綱」により一般社団法人日本病理学会が行う事業

イ 健康増進事業費補助金

(ア) 健康増進事業

健康増進法第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）の規定により実施する次の事業

a 市町村（指定都市を除く。地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による一部事務組合を含む。）及び特別区が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

b 指定都市が行う事業

(イ) 健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業

厚生労働省健康局長が別に定める実施要綱により市町村及び特別区が実施する次の事業

a 健（検）診結果等の様式の標準化整備事業

b 健（検）診情報連携システム整備事業

（交付額の算定方法）

4 この国庫負担（補助）金の交付額は、次により算出された合計額とする。この

場合において、3の(4)から(8)（(4)のアの(オ)の事業を除く。）の事業については、区分ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)のアの(ア)の事業

ア 次の表の第1欄に定める区分の都道府県支弁分に係る第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合計した額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）第4条第1項の規定により特別財政援助額が決定している場合は、上記より算出した額に特別財政援助額を上乗せした額を交付額とする。

(2) 3の(1)のアの(イ)の事業

ア 東京都、政令市及び特別区が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める区分の市町村支弁分に係る第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額を合計した額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が支弁する費用に対し都道府県が行う負担事業

4の(2)のアの(ア)に準じて選定された額の合計額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と都道府県が負担した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(1)のイ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、c、e、

f、g、(イ)（肝炎ウイルス検査費（委託医療機関）を除く）、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(5)のア、エ、オ、(6)、(7)、(8)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のa(a)、(b)、b(a)、c、d、e、f、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、イの

(ア) の b 及び (イ) の事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（3の（1）のウの事業にあつては、検疫法第32条第3項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において3の（8）のイの（ア）のbの事業については、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ただし、別表4の対象団体が行う3の（4）から（8）の事業（ただし、3の（4）のアの（ア）のa（新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に限る。）、

（キ）、（8）のアの（ア）のd、（イ）、（ウ）、（エ）のa（b）、c、d、e、f、（カ）、（ク）、（ケ）及びイの（ア）の事業を除く。）

にあつてはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

- (4) 3の（4）のアの（ア）のdの事業（肝疾患診療連携拠点病院等（以下「拠点病院等」という。）に対して助成を行う場合を除く。）

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、別表4の対象団体が行う場合にあつては、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

- (5) 3の（4）のアの（ア）のdの事業（拠点病院等に対して助成を行う場合。）

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、別表4の対象団体が行う場合にあつては、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

なお、交付額の算出にあたっては、都道府県等の助成額を超えて拠点病院等の実支出額全てを計上しないよう留意すること。

(6) 3の(3)、(4)のアの(オ)及びイの事業

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額と都道府県が負担した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(7) 3の(4)のアの(イ)の肝炎ウイルス検査費(委託医療機関)

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に10分の3を乗じて得た額を自己負担相当額とする。

エ イにより選定された額から自己負担相当額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に自己負担相当額を加算した額を交付額とする。

ただし、別表4の対象団体が行う場合にあつては、イにより選定された額から自己負担相当額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じ、さらに同表に定める調整率を乗じて得た額に自己負担相当額を加算した額を交付額とする。

(8) 3の(5)のイ、ウ及びカの事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、3の(5)のイ、ウの(ア)、(イ)、(ウ)及びカの事業について、別表4の対象団体が行う事業にあつては、イにより選定された額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(9) 3の(8)のアの(エ)のa(c)及びb(b)の事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(10) 3の(8)のイの(ア)のaの事業(ただし、健康診査費に含まれる肝炎ウイルス検診費のうち、40歳以上で5歳刻みの者に無料検診を実施する場合に生じる受診者負担相当額(以下、「無料検診に係る自己負担相当額」という。)を除く。)

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 3の(8)のイの(ア)のaの事業(ただし、無料検診に係る自己負担相当額に限る。)

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ この場合において、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(感染症予防事業費等負担金)

項	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感 染 症 防 事 業 費 都 道 府 県 支 弁 分 費	感 染 症 予 防 事 業 費 都 道 府 県 支 弁 分 費	1 手当	<p>特殊勤務手当 290円×特殊勤務従事延べ日数 (特殊勤務とは感染症法第6条2項、3項、7項、8項及び9項に定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、移送または当該病原体に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事すること)</p>	都道府県職員の特種勤務従事に対して、支給するために必要な手当	1 / 2
		2 旅費	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 都道府県等分 ア 指導監査旅費 (都道府県のみ対象) 別表1の単価×感染症指定医療機関数(結核指定医療機関を除く)×6回)</p> <p>イ 連絡打合せ旅費 適正な実支出額(本省及び地方連絡旅費で厚生労働省の指示に係るものに限る)</p> <p>ウ 災害時、集団発生時 防疫旅費 適正な実支出額</p> <p>エ 新感染症、新型インフルエンザ等感染症、1類感染症防疫旅費 適正な実支出額</p> <p>(2) 保健所分 ア 一般防疫旅費 別表2の単価×患者に感染症法第17条、18条及び23条の書面による通知を行う回数。 (患者とは感染症法第6条第3項、4項及び8項に規定する感染症(結核を除く)にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。</p>	<p>都道府県職員感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く)への指導監査、調査連絡、感染症患者発生時の防疫活動の実施に必要な経費 ただし、結核に係る感染症法第17条に規定する者に対する健康診断、感染症法第18条第4項、第22条第4項に規定する請求に基づき行う確認検査、感染症法第53条の13の規定による精密検査の実施に必要な経費を除く。</p>	

	<p>ただし、イに係る部分を除く。また、政令市、特別区のある都道府県においては、政令市、特別区の管内で発生した数を除く。）</p> <p>イ 災害時、集団発生時 防疫旅費 適正な実支出額</p> <p>ウ 新感染症、新型インフルエンザ等感染症、1類感染症防疫旅費 適正な実支出額</p>	
3 事務費	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 患者発生時分 514円×患者数 (患者数とは感染症法第6条第3項、4項及び8項に規定する感染症(結核を除く)にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者、ただし、(2)に係る部分を除く。また、政令市、特別区のある都道府県においては、政令市、特別区の管内で発生した数を除く。)</p> <p>(2) 災害時、集団発生時分 適正な実支出額</p> <p>(3) 新感染症、新型インフルエンザ等感染症、1類感染症発生時分 適正な実支出額</p>	<p>感染症予防事務に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費、(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>ただし、結核に係る感染症法第17条に規定する者に対する健康診断、感染症法第18条第4項、第22条第4項に規定する請求に基づき行う確認検査、感染症法第53条の13の規定による精密検査の実施に必要な経費を除く。</p>
4 健康診断費(結核を除く)	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>健康診断費</p> <p>ア 非委託分(無料検便) 709円×実施件数 ペロ毒素産生性確認検査を実施した場合、473円を加算</p> <p>イ 委託分 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)(70</p>	<p>感染症法第17条、第45条に基づき行う健康診断及び感染症法第18条第4項、第22条第4項、第48条第4項に規定する請求に基づき行う確認検査のために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費)、委託料</p>

	<p>歳以上の者及び65歳以上70歳未満の者であって老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）別表第一に定める障害の状態にあるものについては、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）に定める算定方法（以下健保点数等により算定した額に1.10を乗じて得た額（円未満切り捨て））</p> <p>ウ 新感染症、新型インフルエンザ等感染症、1類感染症分 適正な実支出額</p>	
5 健康診断費（結核に限る）	<p>別表5に定める事項の区分ごとの延数に当該事項に係る健康診断（結核に限る）欄の単価を乗じて得た額の合計額</p> <p>事項別延数×単価</p>	<p>感染症法第17条に規定する者に対する健康診断及び感染症法第18条第4項、第22条第4項に規定する請求に基づき行う確認検査のために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p>
6 管理検診費	<p>別表5に定める事項の区分ごとの延数に当該事項に係る管理検診欄の単価を乗じて得た額の合計額</p> <p>事項別延数×単価</p>	<p>感染症法第53条の13の規定による精密検査のために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p>
7 患者移送費	<p>適正な実支出額</p>	<p>感染症法第21条及び第47条の規定に基づき行う感染症患者の移送のために必要な需用費（消耗品費、燃料費、修繕料、医療材料費）役務費（通信運搬費、手数料、自動車損害保険料、自動車重量税）、委託料、使用料及び賃借料</p>
8 物件、建物に係る措置及び交	<p>(1) 物件に係る措置 適正な実支出額</p> <p>(2) 建物に係る措置 適正な実支出額</p>	<p>感染症法第29条第2項及び第32条並びに第33条（第50条第1項を含む）の規定に基づき行う防疫作業のために必要な報酬、給料、職</p>

<p>通の制限及び遮断に要する防疫作業諸費</p>	<p>(3) 交通の制限及び遮断 適正な実支出額</p>	<p>員手当等、賃金、報償費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費</p>
<p>9 感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒方法に要する経費</p>	<p>(1) 特殊勤務手当 290円×特殊勤務従事延べ日数 (特殊勤務とは感染症法第6条2項、3項、7項、8項及び9項に定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、または当該病菌に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事することをいう。)</p> <p>(2) 消毒方法に要する経費 適正な実支出額</p>	<p>感染症法第27条第2項及び第29条第2項（第50条第1項を含む）の規定に基づいて行う消毒に必要な手当、報酬、給料、職員手当等、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>
<p>10 ねずみ族、昆虫等の駆除に要する経費</p>	<p>適正な実支出額</p>	<p>感染症法第28条第2項（法第50条第1項を含む）の規定に基づいて行うねずみ族、昆虫等の駆除に必要な賃金、報酬、給料、職員手当等、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費）役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費</p>
<p>11 防疫用備品費</p>	<p>あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた品目及び員数につき次により算定した額の合計額</p> <p>1 患者移送用自動車 適正な単価</p> <p>2 患者移送用陰圧装置 適正な単価</p> <p>3 ろ水器 適正な単価</p> <p>4 噴霧器 適正な単価</p>	<p>防疫業務用設備備品の購入に必要な備品購入費</p>

		<p>5 病原体等検査用備品</p> <p>別表3に掲げる品目について適正な単価</p> <p>6 災害防疫用備品 次に掲げる品目について適正な単価</p> <p>(1) 野営テント、寝台及び寝具</p> <p>(2) 作業用装具</p> <p>(3) 無線機</p> <p>(4) 拡声器</p>	
感染症予防事業費 市町村支弁分	1 感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒方法に要する経費	<p>(1) 特殊勤務手当 290円×特殊勤務従事延べ日数 (特殊勤務とは感染症法第6条2項、3項、7項、8項及び9項に定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、または当該病菌に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事することをいう。)</p> <p>(2) 消毒方法に要する経費 適正な実支出額</p>	<p>感染症法第27条第2項及び第29条第2項(第50条第1項を含む)の規定に基づいて行う消毒に必要な手当、報酬、給料、職員手当等、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p> <p>1 / 2 (東京都(感染症法第57条第4号の規定に係る部分に限る。))政令市及び特別区が行う事業にあつては1/3) (3の(1)のアの(イ)の市町村が支弁する費用に対し都道府県が行う負担事業について、激甚法</p>
	2 ねずみ族、昆虫等の駆除に要する経費	適正な実支出額	<p>感染症法第28条第2項(第50条第1項を含む)の規定に基づいて行う市町村のねずみ族、昆虫等の駆除に必要な賃金、報酬、給料、職員手当等、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費</p>
	3 生活の用に供される水の供給に要する経費	適正な実支出額	<p>感染症法第31条第2項(第50条第1項を含む)の規定に基づいて行う生活の用に供される水の供給に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医</p>

				薬材料費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	第19条に該当する場合は2/3)
感 染 症 発 生 動 向 調 査 費 事 業	感 染 症 発 生 動 向 調 査 事 業	事業運営費	次により算定した額の合計額 ア 本庁分 適正な実支出額 イ 保健所分 適正な実支出額	感染症法第14条、第14条の2、第15条(第2項及び第5項を除く。)、第15条の2から第16条まで、第16条の3(第1項、第3項、第7項から第10項まで)、第26条の3(第1項、第3項、第5項から第8項まで。第50条において準用する場合を含む。)、及び第26条の4(第1項、第3項、第5項から第8項まで。第50条において準用する場合を含む。)、並びに第44条の7(第1項、第3項、第5項から第8項まで)の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査、病原体等の検査及び情報の公表等に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1 / 2
		定点医療機関報告経費	次により算定した額の合計額 (1) 患者定点医療機関分 ア 疑似症定点以外 適正な実支出額 イ 疑似症定点 適正な実支出額 (2) 病原体定点医療機関分 適正な実支出額	感染症法第14条、第14条の2及び第15条(第2項及び第5項を除く。)、の規定に基づく感染症の発生動向の把握の実施に必要な報酬、報償費、委託料、負担金	
		検査実施費	次により算定した額の合計額 (1) 検査費 適正な実支出額 (2) 精度管理費 ア 検査機器管理料(別	感染症法第14条、第14条の2、第15条(第2項及び第5項を除く。)、第16条の3(第1項、第3項、第7項から第10項まで)、第26条の3(第1項、第3項、第5項から第8項まで。第50条において準用する場合を	

		<p>表3に掲げる品目に限る)</p> <p>適正な実支出額</p> <p>イ 精度管理研修会経費 適正な実支出額</p> <p>ウ 外部精度評価参加経費 適正な実支出額</p>	<p>含む。)及び第26条の4(第1項、第3項、第5項から第8項まで。第50条において準用する場合を含む。)並びに第44条の7(第1項、第3項、第5項から第8項まで)の規定に基づく感染症の発生动向の把握、調査並びに病原体等の検査及び当該検査の精度管理に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>	
密入国検査等事業費	密入国検査等事業費	適正な実支出額	<p>検疫法第22条第3項及び23条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき保健所長のとる措置に直接必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、印刷製本費、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費</p>	10/10

(感染症医療費負担金)

項	1 区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5補助率
感染症対策費	感染症患者入院医療費	感染症患者入院医療費	適正な実支出額	感染症法第37条第1項及び第42条第1項の規定に基づいて都道府県が支弁する感染症患者(結核患者を除く。)の医療療養費(平成7年6月16日厚生省発健医第189号通知に定める自己負担額の認定基準により算出した自己負担額を控除した額)	3 / 4

(予防接種対策費負担金)

項	1区分	2種目	3 基準額	4 対象経費	5補助率
感染症対策費	予防接種事故救済給付費	市町村又は特別区の支弁に対する都道府県の負担	予防接種法第15条第1項及び昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による給付に要した額	A類疾病に係る医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算額及びB類疾病に係る医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付に必要な補償、補填及び賠償金等	2 / 3

(疾病予防対策事業費等補助金)

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
感 染 症 対 策 費	感染症対策特別促進事業	感染症予防体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	感染症予防体制整備事業の 実施に必要な賃金、報酬、給 料、職員手当等、報償費、謝 金、会議費、旅費、需用費(消 耗品費、印刷製本費、材料費、 光熱水費、燃料費、修繕料)、 役務費(通信運搬費、手数料、 保険料)、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費、補助 及び交付金	1 / 2 (新型 コロナ ウイルス 感染症 対策の うちク ルーズ 船に係 る事業 につい ては 10/10)
		結核対策特別促進事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	結核対策特別促進事業の実 施に必要な報酬、賃金、給料、 職員手当等、報償費、旅費、 需用費、役務費、委託料、使 用料及び賃借料、備品購入費、 負担金	10 / 10
		新型インフルエンザ対策事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	新型インフルエンザ対策事 業の実施に必要な報酬、賃金、 報償費、旅費、需用費(消耗 品費、印刷製本費、会議費)、 役務費、委託料、使用料及び 賃借料、負担金、補助及び交 付金	1 / 2
		肝炎患者等支援対策事業	次により算定した額の合計 額 (1) 肝炎対策協議会の設置、 運営等事業 厚生労働大臣が必要と 認めた額 (2) 肝疾患診療地域連携体 制強化事業 ア 肝疾患診療連携拠点 病院等連絡協議会の設置 1 都道府県当たり 266千円 イ 肝疾患相談・支援セ ンターの設置 1 拠点病院当たり 17,051千円以内で厚生 労働大臣が必要と認め た額	肝炎患者等支援対策事業の 実施に必要な会議費、報酬、 給料、職員手当等、共済費、 賃金、保険料、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本 費)、役務費、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費、 補助及び交付金	1 / 2

	<p>ウ 市町村等技術支援等事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>エ 地域連携事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>		
肝炎治療特別促進事業（医療費）	<p>次に規定する額の合計額のうち、別に定めるところにより対象患者が保険医療機関又は保険薬局に支払う額を控除した額</p> <p>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額を控除した額</p>	肝炎治療特別促進事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	1 / 2
肝炎治療特別促進事業（事務費）	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) 審査支払事務費 （国保分）審査支払件数 × 94円 （社保分）審査支払件数 × 78円20銭</p> <p>(2) 受給者証等作成費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3) 肝炎認定協議会費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(4) 普及啓発費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(5) システム改修等経費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	肝炎治療特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、会議費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、委託料、使用料及び賃借料、役務費、備品購入費、負担金	1 / 2
地域薬剤耐性対策推進モデル事業	1 都道府県当たり 8,189,000円	地域薬剤耐性対策推進モデル事業の実施に必要な報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費、委託費、使用料及び	1 / 2

			貸借料	
	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システム改修事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システムの改修に必要な賃金、旅費、使用料及び貸借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費	2 / 3
特定感染症検査等事業費	<p>性感染症・H T L V - 1 検査及び相談事業、風しん抗体検査事業、風しん抗体検査等事業</p>	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>1 性感染症・H T L V - 1 検査及び相談事業</p> <p>(1) 検査費</p> <p>ア 性器クラミジア感染症 1,980円×検査延件数</p> <p>イ 性器ヘルペスウイルス感染症 790円×検査延件数</p> <p>ウ 尖圭コンジローマ 790円×検査延件数</p> <p>エ 梅毒</p> <p>(ア) S T S 検査 150円×検査延件数</p> <p>(イ) T P H A 検査 320円×検査延件数</p> <p>(ウ) F T A - A B S 検査 1,380円×検査延件数</p> <p>オ 淋菌感染症 2,040円×検査延件数</p> <p>カ H T L V - 1 検査</p> <p>(ア) スクリーニング検査 850円×検査延件数</p> <p>(イ) 確認検査 4,250円×検査延件数</p> <p>(ウ) 精密検査</p>	<p>1 保健所等における性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症及びH T L V - 1 の検査並びに相談事業に必要な諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料</p>	1 / 2

4,500円×検査延件数

(2) 旅費

ア 都道府県分（沖縄県を除く）

1,120円×勸奨検査の為出動した延人員数

イ 政令市及び特別区分

470円×勸奨検査の為出動した延人員数

ウ 沖縄県分

4,220円×勸奨検査の為出動した延人員数

(3) 相談事業費

相談員（医師）

13,500円×12回×1人（ただし厚生労働大臣が必要と認めた場合は、その認めた回数）

2 風しん抗体検査事業

ア 検査費

6,790円×件数

2ア 検査費

医療機関等委託又は保健所に

よる風しん抗体検査に必要な諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金

2イ 普及啓発費

風しん抗体検査の普及啓発に必要な諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託費、使用料及び賃借料

イ 普及啓発費

厚生労働大臣が必要と認めた額

3 緊急風しん抗体検査等事業

厚生労働大臣が必要と認めた額

3 医療機関等委託又は保健所等による風しん抗体検査の実施及び記録等に必要な諸謝金、賃金、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報酬、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷

		製本費、光熱水費、医薬材料費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業	<p>次の1～3により算定した額の合計額</p> <p>1 保健所実施分 (1) 検査・相談事業費 ①抗体スクリーニング検査及び相談 (9:00～17:00) 1,750円×件数 ②抗体スクリーニング検査及び相談 (17:00～) 2,180円×件数 ③抗体スクリーニング検査及び相談 (土日) 2,360円×件数 ④確認検査 2,800円×件数</p> <p>(2) 人件費 (臨時雇用している場合のみ) ①医師 21,700円×検査実施日数 ②看護師等 6,500円×検査実施日数</p> <p>2 委託実施分 (1) 検査・相談委託 ①抗体スクリーニング検査及び相談 5,340円×件数 ②確認検査 2,800円×件数 ③エイズ治療拠点病院分 3,730円×件数 (2) 相談委託 2,700円×件数</p> <p>3 重点都道府県等特別対策事業 検査・相談体制の整備のための会場の使用料及び賃借料に係る経費のうち、適正な実支出額</p>	<p>1 保健所において実施するH I V抗体検査・相談事業に必要な報酬、職員手当等 (時間外勤務手当)、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費 (消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料、保管料、広告料)、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p> <p>2 委託して実施するH I V抗体検査・相談事業に必要な報酬、職員手当等 (時間外勤務手当)、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費 (消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料、保管料、広告料)、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p> <p>3 重点都道府県等特別対策事業の実施に必要な委託費 (ただし会場の賃借料相当額に限る)、使用料及び賃借料</p>	1 / 2
ウイルス性肝炎患者等の重	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 肝炎ウイルス検査費 (保健所実施) 実施方法別に次表の基</p>	<p>(1)～(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、</p>	1 / 2

症化予
防推進
事業

準単価に受診人員を乗じ
た額

実施方法	基準単価
基本型 (B型+C型希望)	円 2,288
B型希望なし	1,320
C型希望なし	968

(2) 肝炎ウイルス検査費
(委託医療機関)
厚生労働大臣が必要と
認めた額

(3) 相談事業費
相談員(医師)
13,500円×12回×1人
(ただし厚生労働大臣
が必要と認めた場合
は、その認めた回数)

(4) 職域検査促進事業
厚生労働大臣が必要と
認めた額

(5) 陽性者のフォローアッ
プ
厚生労働大臣が必要と
認めた額

(6) 初回精密検査・定期検
査費用の助成
厚生労働大臣が必要と
認めた額

旅費、需用費(消耗品費、
燃料費、印刷製本費、光熱
水費、修繕料、医薬材料
費)、役務費(通信運搬費、
手数料、保険料、保管料、
広告料)、委託料、使用料
及び賃借料、備品購入費、
負担金

(4) 職域検査促進事業に必
要な報酬、給料、職員手当
等、共済費、賃金、旅費、
需用費(消耗品費、印刷製
本費)、使用料及び賃借料、
役務費(通信運搬費)、委
託料

(5) 陽性者のフォローアッ
プ事業に必要な旅費、需用
費(消耗品費、印刷製本
費)、役務費(通信運搬費)、
委託料

(6) 初回精密検査・定期
検査費用の助成に必要な報
酬、給料、職員手当等、共
済費、賃金、報償費、旅費、
会議費、需用費(消耗品費、
印刷製本費)、役務費、委
託料、使用料及び賃借料、
備品購入費、負担金、補助
及び交付金、扶助費

職域健
診H I
V・性
感染症
検査モ

1自治体(都道府県、政令
市、特別区)当たり

7,104,000円

職域健診H I V・性感染症
検査モデル事業に必要な報
酬、職員手当、共済費、賃金、
報償費、国内旅費、需用費、
役務費、委託費、使用料及び

10/10

	デル事業		賃借料	
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（医療費）	次に規定する額の合計額のうち、別に定めるところにより対象患者が保険医療機関に支払う額を控除した額 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額を控除した額	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	1 / 2
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（事務費）	次により算定した額の合計額 （1）審査支払事務費 （国保分）審査支払件数 × 94円 （社保分）審査支払件数 × 78円20銭 （2）参加者証等作成費 厚生労働大臣が必要と認めた額 （3）肝がん・重度肝硬変認定協議会費 厚生労働大臣が必要と認めた額 （4）普及啓発費 厚生労働大臣が必要と認めた額 （5）システム改修等経費 厚生労働大臣が必要と認めた額	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、会議費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、委託料、使用料及び賃借料、役務費、備品購入費、負担金	1 / 2
予防接種センター機能推進事業	予防接種センター機能推進事業	次により算定した額の合計額 （1）平日・時間内での予防接種の実施、情報提供、接種前後の医療相談事業、医療従事者向け研修等 1 都道府県当たり 3,289,000円 （2）休日・時間外での予防接種の実施 1 都道府県当たり 1,086,000円	（1）平日・時間内での予防接種センター機能推進事業に必要な旅費（国内に限る）、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 （2）休日・時間外での予防接種センター機能推進事業に必要な報償費、役務費（通信運搬費） （3）ワクチン流通情報収集	1 / 2

		<p>※ (1)・(2)ともに、 予防接種センターが行う 予防接種経費は除く</p> <p>(3) ワクチン流通情報収集 等事業 1 都道府県当たり 1,932,000円</p>	<p>等事業に必要な報酬、給 料、職員手当等、諸謝金、 旅費（国内に限る）、会 議費、需用費（消耗品費、 印刷製本費）、役務費（通 信運搬費）、委託料、使 用料及び賃借料、備品購 入費）</p>	
<p>ポリオ生 ワクチン2 次感染 対策事 業</p> <p>ポリオ生 ワクチン 2次感 染対策 事業</p>	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 医療費 次に掲げる医療に要 した費用の額を限度と する。ただし、予防接 種法施行令第10条第 1項ただし書きに定め る法令の規定により医 療に関する給付を受け、 又は受けることができ た場合には、当該費用 に要した費用の額から 当該医療に関する給付 の額を控除した額とす ること。</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の 支給</p> <p>ウ 医学的処置、手術及 びその他の治療並びに 施術</p> <p>エ 居宅における療養上 の管理及びその療養に 伴う世話その他の看護</p> <p>オ 病院又は療養所への 入院及びその療養に伴 う世話その他の看護</p> <p>カ 移送</p> <p>(2) 医療手当 医療手当の支給額は、 1月につき、次の区分に 従い、当該区分に定め る額とする。 ア その月において(1) のアからエに規定する 医療を受けた日数が3</p>	<p>ポリオ生ワクチンの定期接 種から2次感染したことによ る医療費、医療手当、特別手 当、死亡一時金、葬祭料の給 付に必要な補償、補填及び賠 償金等</p>	2 / 3	

日以上の場合
37,000円

イ その月においてアに
規定する医療を受けた
日数が3日未満の場合
35,000円

ウ その月において(1)
のオに規定する医療を
受けた日数が8日以上
の場合
37,000円

エ その月においてウに
規定する医療を受けた
日数が8日未満の場合
35,000円

オ 同一の月において
(1)のアからエに規
定する医療と(1)の
オに規定する医療とを
受けた場合
37,000円

(3) 特別手当

ア 障害児の養育に対す
る特別手当
一 別表6に定める1
級の障害の状態にあ
る者

878,400円

二 別表6に定める2
級の障害の状態にあ
る者

703,200円

イ 18歳以上の障害者に
対する特別手当
一 別表7に定める1
級の障害の状態にあ
る者

2,809,200円

二 別表7に定める2
級の障害の状態にあ
る者

2,247,600円

		<p>(4) 死亡一時金</p> <p>ア 死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時金 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金 7,372,800円</p> <p>(5) 葬祭料</p> <p>209,000円</p>		
エイズ対策促進事業	エイズ対策促進事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	エイズ対策促進事業に必要な報酬、職員手当等（時間外勤務手当）、共済費、賃金、報償費、国内旅費、外国旅費、需用費（消耗品費、医薬材料費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、保管料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1 / 2
	地方ブロックエイズ対策促進事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	地方ブロックエイズ対策促進事業に必要な報酬、職員手当等（時間外勤務手当）、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、保管料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	10 / 10
緊急風しん抗体検査等事業（システム改	緊急風しん抗体検査等事業（システム改	厚生労働大臣が必要と認めた額	緊急風しん抗体検査等事業（システム改修分）に必要な使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費	10 / 10

	修分)				
	予防接種事故発生調査費	予防接種事故発生調査費	239,000円×事故調査件数	予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費）、使用料及び賃借料	2 / 3
	予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業	予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業に必要な使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費	2 / 3
特定疾患患者	リウマチ・アレルギー特別対策事業	リウマチ・アレルギー特別対策事業	1 自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）当たり次のとおりとする。 （1） 1 都道府県当たり 3,818,000円 （2） 1 政令指定都市、中核市当たり 1,368,000円	リウマチ・アレルギー特別対策事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料 ただし、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費）、使用料及び賃借料については、都道府県に限る。	1 / 2
	療養生活環境整備	難病相談支援センター事業	1 都道府県、指定都市当たり 16,514,000円とする。 ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合は 1 都道府県、指定都市当たり	難病相談支援センター事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、医薬材料費、光熱水費、修繕料）、役務費、委託料、使用	1 / 2

対 策 費	備 事 業	30,866,000円とする。	料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料	1 / 2
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業	在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護の費用の額は、患者1人当たり年間260回を限度に次のとおりとする。 （1）医師による訪問看護指示料 1月に1回に限り3,000円 （2）訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1回につき 8,450円 （3）訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 1回につき 7,950円 （4）その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1回につき 5,550円 （5）その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額 1回につき 5,050円 注：1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合にあつては、3回目に対して次の金額とする。	在宅人工呼吸器使用患者支援事業に必要な報償費、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1 / 2

		<p>①保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の費用 1回につき 2,500円</p> <p>②准看護師による訪問看護の費用 1回につき 2,000円</p>										
難病特別対策推進事業	難病医療提供体制整備事業等	<p>次により算出した額</p> <p>(1) (2) 以外の事業 1 都道府県当たり</p> <p>ア 人口500万人以上の場合 23,997千円</p> <p>イ 人口150万人以上500万人未満の場合 21,816千円</p> <p>ウ 人口150万人未満の場合 20,962千円</p> <p>(2) 在宅難病患者一時入院事業 19,270円×実施日数 (実施日数は、原則1回当たり14日以内とする)</p>	<p>難病医療提供体制整備事業等の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、医薬材料費、光熱水費、修繕料)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	1 / 2								
	難病患者地域支援対策推進事業	<p>次表の管内保健所区分ごとの基準単価に事業実施保健所数((1)から(5)の事業のうち、1以上の事業を実施する場合)を乗じた額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="481 1783 1098 2078"> <thead> <tr> <th colspan="2">管内保健所区分</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大保健所</td> <td>人口40万人以上</td> <td>2,824千円</td> </tr> <tr> <td>中保健所</td> <td>人口10万人以上 40万人未満</td> <td>1,540千円</td> </tr> </tbody> </table>	管内保健所区分		基準単価	大保健所	人口40万人以上	2,824千円	中保健所	人口10万人以上 40万人未満	1,540千円	<p>難病患者地域支援対策推進事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>
管内保健所区分		基準単価										
大保健所	人口40万人以上	2,824千円										
中保健所	人口10万人以上 40万人未満	1,540千円										

	小保健所	人口10万人未満	855千円	
		(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業		
		(2) 訪問相談員育成事業		
		(3) 医療相談事業		
		(4) 訪問相談・指導事業		
		(5) 難病対策地域協議会		
神経難病患者在宅医療支援事業	次により算出した額の合計額	神経難病患者在宅医療支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1 / 2 (国立大学法人、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構については10 / 10)	
	(1) 支援チームの派遣等に要する経費 1 都道府県等当たり 565,000円			
	(2) 確定診断（剖検）に要する経費 1 回当たり 471,000円×厚生労働大臣が認めた実施回数			
難病指定医等研修事業	難病指定医等研修事業 研修開催経費 1 都道府県・指定都市 当たり365,000円	難病指定医等研修事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1 / 2	
指定難病審査会事業	次により算出した額の合計額	指定難病審査会事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1 / 2	
	(1) 指定難病審査会に要する経費 1 都道府県、指定都市 当たり 1,124,000円			
	(2) 臨床調査個人票入力 データ管理等経費			

		厚生労働大臣が必要と認めた額		
	指定難病患者情報提供事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	指定難病患者情報提供事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1 / 2
慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	1自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）当たり 1,459,000円とする。 ただし、慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業を実施する場合は、1自治体（都道府県）当たり上記に 4,327,000円を加算する。	慢性腎臓病（CKD）特別対策事業及び慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、委託料、使用料及び賃借料 ただし、共済費については、慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業に限る。	1 / 2
循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業	循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当）、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 / 10
特定疾患治療研究事業	特定疾患治療研究事業	次の（１）及び（２）に規定する額の合計額のうち、別に定めるところにより対象疾患患者が医療機関に支払う額を控除した額 （１）「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告	特定疾患治療研究事業の実施に必要な委託料、負担金、補助金及び交付金、扶助費	1 / 2 （スモンについては10 / 10）

示第99号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)」、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)」若しくは「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第93号)」により算定した額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額及び別に定める額を控除した額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受ける対象患者については、同法の規定による一部負担金、入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額並びに基本利用料に相当する額の合計額から別に定める額を控除した額)

(2) 介護保険法第7条第3項又は第4項に該当する対象疾患患者に対する同法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第21号)」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」により算定した額の合計額から保険者が負担すべき額(介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあつては、当該規定が適用される前の

	額) 及び別に定める額を控除した額		
スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究費	<p>はり等治療費として、月7回を限度に次の金額とする。</p> <p>(1) はり 1 回につき、 2,810円 (初回 2,910円)</p> <p>(2) きゅう 1 回につき、 2,810円 (初回 2,910円)</p> <p>注、はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、はり、きゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電気温灸器を使用した場合にあつては、1 回につき、 2,910円 (初回 3,010円)</p> <p>(3) はりときゅう 2 術併用 1 回につき、 3,930円 (初回 4,030円)</p> <p>(4) はり又はきゅうとマッサージ 2 術併用 1 回につき、 3,930円 (初回 4,030円)</p> <p>注、はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、はり、きゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電気温灸器を使用した場合にあつては、1 回につき、 4,030円 (初回 4,130円)</p> <p>(5) マッサージ 1 回につき、 2,810円 (5局所)</p> <p>(6) 鍼通電方式のはりを実施した場合、1 回当たり 300 円を加算</p>	スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業の実施に必要な委託料、負担金、補助金及び交付金、扶助費	10/10
特定疾患治療研究事務費	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定疾患治療研究事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1 / 2 (スモンについては)

					10 / 10)
		スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事務費	厚生労働大臣が必要と認められた額	スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10 / 10
地域保健対策費	地域保健従事者現任教育推進事業費	地域保健従事者現任教育推進事業費	厚生労働大臣が必要と認められた額	地域保健従事者現任教育推進事業費の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
	地域・職域連携推進事業費	地域・職域連携推進事業費	厚生労働大臣が必要と認められた額	地域・職域連携推進事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
健康危機管理推進費	地域健康危機管理対策事業費	地域健康危機管理体制推進事業費	厚生労働大臣が必要と認められた額	地域健康危機管理体制推進事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2
		地域健康危機管理対策特別事業費	厚生労働大臣が必要と認められた額	地域健康危機管理対策特別事業の実施に必要な職員手当等（時間外勤務手当）、給料、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 / 10
健	健康的な	たばこ対策促	厚生労働大臣が必要と認め	たばこ対策促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手	1 / 2

健康増進対策費	生活習慣づくり重点事業	進事業費	た額	当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
		受動喫煙対策促進事業費	厚生労働大臣が必要と認め た額	受動喫煙対策促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 ただし、備品購入費については、喫煙専用室等の設置・運用時における相談指導の実施に限る。	1 / 2	
		糖尿病予防戦略事業費	厚生労働大臣が必要と認め た額	糖尿病予防戦略事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2	
		地域の健康増進活動支援事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	地域の健康増進活動支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託費	10 / 10	
		栄養ケア活動支援整備事業	栄養ケア活動支援整備事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	栄養ケア活動支援整備事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託料	10 / 10
		特殊な調理に対応できる調理師研修事業	特殊な調理に対応できる調理師研修事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	特殊な調理に対応できる調理師研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託費	10 / 10

がん診療連携拠点病院機能強化事業費	がん診療連携拠点病院機能強化事業費	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額 ただし、上記以外の経費は厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ア 7,800件以下の場合 7,605,000円</p> <p>イ 7,801件以上の場合 11,407,500円とし、 3,900件増すごとに 3,802,500円を加算する</p> <p>(2) 緩和ケア推進事業 対象経費のうち、緩和ケア病床確保費に係る経費 15,550円×（緊急病床確保の実施日数－緊急病床確保の実施日数のうち病床利用日数）とし、1,633,000円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 ただし、上記以外の経費は厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3) がん医療従事者研修事業のうち緩和ケアチーム実地研修 研修受け入れ1回当たり15,800円</p> <p>(4) その他の事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費、緩和ケアチーム実地研修に係る経費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業及びがん患者の就労に関する総合支援事業に限る。 また、緩和ケア病床確保に係る経費については緩和ケア推進事業に、緩和ケアチーム実地研修に係る経費については緩和ケアチーム実地研修に限る。</p>	1 / 2 （独立行政法人及び国立大学法人については10 / 10）
	地域がん診療病院等機能強化事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数に</p>	<p>地域がん診療病院等機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、</p>	1 / 2

	<p>より算定した額 ただし、上記以外の経費は厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ア 7,800件以下の場合 7,605,000円</p> <p>イ 7,801件以上の場合 11,407,500円とし、 3,900件増すごとに 3,802,500円を加算する</p> <p>(2) その他の事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る経費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業に限る。</p>	
小児がん拠点病院機能強化事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>小児がん拠点病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業及びプレイルーム運営等事業（プレイルームの運営に係る部分に限る。）に限る。</p>	10/10
小児がん中央機関機能強化事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>小児がん中央機関機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、小児がん相談・支援事業、小児がん医療の診断支援事業及び小児がん登録事業に限る。</p>	10/10
希少が	75,531,000円	希少がん中央機関機能強化	10/10

	ん中央 機関機 能強化 事業		事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、病理コンサルテーション事業及び希少がんホットライン事業に限る。	
	がんゲ ノム医 療中核 拠点病 院等機 能強化 事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がんゲノム医療支援事業に限る。	10/10
都道府 県健康 対策推 進事業	都道府 県健康 対策推 進事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	都道府県健康対策推進事業の実施に必要な報酬、給料（がん登録に資する事業を除く都道府県健康対策推進事業に従事した分に限る。）、職員手当（がん登録に資する事業を除く都道府県健康対策推進事業に従事した分に限る。）、共済費（がん登録に資する事業を除く都道府県健康対策推進事業に従事した分に限る。）、会議費、報償費、旅費（国内旅費、費用弁償）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1 / 2
新たな ステージ に入った が	新たな ステージ に入った がん検診 の総合	次により算出した額の合計 額 （1）検診費 厚生労働大臣が必要と認め る単価×検診件数とする。 ただし、市区町村において、	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における自己負担相当部分	1 / 2

検診の総合支援事業	支援事業	<p>受診者に自己負担額が生じる場合には、(単価－自己負担額) × 検診件数とする。</p> <p>(2) 事務費 厚生労働大臣が必要と認める単価 × 対象者数とする。ただし、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>2 事務費 報酬、給料、職員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、需用費(備品購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、会議費、委託料、使用料及び賃借料、報償費、旅費(費用弁償) ただし、報償費はかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨に限る。</p>	
がん検診従事者研修事業	がん検診従事者研修事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	がん検診従事者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
がんゲノム情報管理センター事業	がんゲノム情報管理センター事業	2,298,268,000円	がんゲノム情報管理センター事業に必要な報酬、給与、職員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)共済費、会議費、賃金、報償費、旅費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費、保守料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
希少がん診断のための病理医育成事業	希少がん診断のための病理医育成事業	27,013,000円	希少がん診断のための病理医育成事業に必要な報酬、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保守料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
健康増進	1 健康教育費	次により算定した額の合計額	健康教育事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、(3)の共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、(ア)の役務費(通信運搬費、保険	1 / 2 (3)の(8)のイの(ア)のbの

進
事
業
費

た額	
実施方法	基準単価
高 血 圧	円
医療機関実施	17,280
市町村実施	16,650
糖 尿 病	
医療機関実施	23,320
市町村実施	17,049
脂質異常症	
医療機関実施	17,680
市町村実施	17,184
喫 煙 者	
医療機関実施	6,100
市町村実施	6,708

(2) 集団健康教育費
人口区分ごとに次のとおりとする

人口区分	基準単価
	円
1万人未満	639,000
1万人以上 3万人未満	678,000
3万人以上 10万人未満	757,000
10万人以上 30万人未満	920,000
30万人以上	1,729,000

料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

事業については、
1 / 3、ただし無料検診に係る自己負担相当額については、
10 / 10)

2 健康相談費

人口区分ごとに次のとおりとする

人口区分	基準単価
	円
1万人未満	138,000
1万人以上 3万人未満	170,000
3万人以上 10万人未満	256,000

健康相談事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

10万人以上 30万人未満	483,000
30万人以上	1,934,000

3 健康診査費

次により算定した額の合計額
 (1) 健康診査費
 ア 当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するものに対する健康診査及び保健指導
 (ア) 健康診査
 実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額

健康診査事業((6)のオを除く)の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

〈個別健診(予約なし健診)〉

実施方法		基準単価(円)
被保護世帯等	基本的な健診項目のみ実施	8,360
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	10,640
非課税世帯	基本的な健診項目のみ実施	7,520
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	9,570
その他	基本的な健診項目のみ実施	5,850
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	7,450

〈集団健診(指定日健診)〉

実施方法		基準単価(円)
被保護世帯等	基本的な健診項目のみ実施	7,120
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	7,890
非課税世帯	基本的な健診項目のみ実施	6,420
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	7,110
そ	基本的な健診	

の 他	項目のみ実施	4,980
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	5,520

- ※ 基本的な健診項目… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の1号から9号に定める項目
- ※ 詳細な健診項目の実施… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の10号に基づき厚生労働大臣が定める項目のうち、いずれか一つ以上おこなった場合
- ※ 個別健診（予約なし健診）… 医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と同様に、健診の日時を定めず実施するもの。
(受診者が診療を目的として来院している患者に混じって健康診査を受診する形態。)
- ※ 集団健診（指定日健診）… 医療機関（健診センターで実施する場合を含む）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診日時を指定して行うもの。(個別健診（予約なし健診）に該当しないもの。)
- ※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。
- ※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

(イ) 保健指導費
 a 当該年度内に初回面接から実績（3ヶ月後）評価まで全て行う場合
 次表の実施方法別に、基準単価を利用者人員に乗じた額

(a) 動機付け支援

実施方法	基準単価(円)
被保護世帯等	8,450
非課税世帯	7,620
その他	5,910

※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項の規定に準ずる動機付け支援

(b) 積極的支援

実施方法	基準単価(円)
被保護世帯等	25,110
非課税世帯	22,590
その他	17,580

※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第8条第1項の規定に準ずる積極的支援

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

b 年度を超えて保健指導を行う場合（保健指導の実施期間中、利用者が参加しなくなった場合も含む。）

次表の実施方法別に、基準単価を利用者人員に乗じた額

(a) 動機付け支援

算定方法		基準単価(円)
初回 面接 終了	被保護世帯等	6,769
	非課税世帯	6,090
	その他	4,740
実績 評価 終了	被保護世帯等	1,669
	非課税世帯	1,500
	その他	1,170

(b) 積極的支援

算定方法		基準単価(円)
初回 面接 終了	被保護世帯等	10,031
	非課税世帯	9,030
	その他	7,020
継続的 支援 終了	被保護世帯等	12,546
	非課税世帯	11,300
	その他	8,775
実績 評価 終了	被保護世帯等	2,509
	非課税世帯	2,260
	その他	1,755

※ 初回面接終了… 当該年度の3月31日までに初回面接を終了している者

※ 継続的支援終了… 当該年度の3月31日までに継続的支援を終了している者

※ 実績評価終了… 当該年度の3月31日までに実績評価を終了している者

イ 当該年度において75歳以上の年齢に達する者に対する健康診査
実施方法別に次表の基準単価に受診人員に乗じた額

〈個別健診(予約なし健診)〉

実施方法		基準単価 (円)
被 保 護 世 帯 等	基本的な健診 項目のみ実施	8,360
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	10,640
非 課 税 世 帯	基本的な健診 項目のみ実施	7,520
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	9,570
そ の 他	基本的な健診 項目のみ実施	5,850
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	7,450

〈集団健診(指定日健診)〉

実施方法		基準単価 (円)
被 保 護 世 帯 等	基本的な健診 項目のみ実施	7,120
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	7,890
非 課 税 世 帯	基本的な健診 項目のみ実施	6,420
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	7,110
そ の 他	基本的な健診 項目のみ実施	4,980
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	5,520

※ 基本的な健診項目… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の1号から9号に定める項目

※ 詳細な健診項目の実施… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の10号に基づき厚生労働大臣が定める項目のうち、いずれか一つ以上おこなった場合

※ 個別健診(予約なし健診)… 医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と同様に、健診の日時を定めず実施するもの。
(受診者が診療を目的として来院している患者に

混じって健康診査を受診する形態。)

※ 集団健診(指定日健診)… 医療機関(健診センターで実施する場合を含む。)、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診日時を指定して行うもの。(個別健診(予約なし健診)に該当しないもの。)

※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。

※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

ウ 訪問健康診査費

実施方法	基準単価 (円)
医師に看護師を 帯同させる場合	13,299
医師のみの場合	9,807

エ 介護家族訪問健康診査費

実施方法	基準単価 (円)
医師に看護師を 帯同させる場合	13,299
医師のみの場合	9,807

(2) 歯周疾患検診費

40歳、50歳、60歳及び70歳の者に対象者(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度に受診ができなかった令和元年度の受診者については、令和2年度の対象者とみなすことができる。)別に次の基準単価に受診人員を乗じた額

対象者	基準単価(円)
被保護世帯等・ 非課税世帯	5,320
その他	3,720

(3) 骨粗鬆症検診費

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対象者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度に受診ができなかった令和元年度を受診者については、令和2年度の対象者とみなすことができる。）別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額

対 象 者	基準単価(円)
被保護世帯等・ 非課税世帯	5,156
その他	3,656

(4) 渡航費
 検診車の離島渡航費で
 厚生労働大臣が認めた額

(5) 健康診査実施連絡等費

ア 事業実施通知費
 歯周疾患検診及び骨
 粗鬆症検診対象者に対
 する個別の実施通知費
 52円×通知人員

イ 受診結果連絡費
 歯周疾患検診及び骨
 粗鬆症検診対象者の要
 精検者に係る医療機関
 から市町村への精検受
 診結果の連絡費
 158円×連絡人員

ウ 検診記録簿作成費
 健康診査の詳細な健
 診項目検査対象者、歯
 周疾患検診及び骨粗鬆
 症検診対象者の要精検
 者に係る記録簿の作成
 費
 48円×受診人員

(6) 肝炎ウイルス検診費

ア 特定健康診査及び健
 康診査と同時実施
 当該年度において満
 40歳以上となる者で実
 施区分別・世帯区分別
 ・検診形態別・検査種

別に次表の基準単価に
受診人員を乗じた額

実施 区分	世帯 区分	検診 形態	検査種別	基準 単価 (円)	
40 歳以 上で 5歳 刻み の者 (無 料検 診実 施)		個 別 方 式	基本型	3,265	
			B型希望なし	2,587	
			C型希望なし	2,341	
		集 団 方 式	基本型	1,642	
			B型希望なし	964	
			C型希望なし	718	
上 記 以 外 の 者	被保護 世帯等 及び非 課税世 帯	個 別 方 式	基本型	4,664	
			B型希望なし	3,696	
			C型希望なし	3,344	
		集 団 方 式	基本型	2,345	
			B型希望なし	1,377	
			C型希望なし	1,025	
	そ の 他		個 別 方 式	基本型	3,265
				B型希望なし	2,587
				C型希望なし	2,341
集 団 方 式			基本型	1,642	
			B型希望なし	964	
			C型希望なし	718	

イ 上記以外の場合
当該年度において満40歳
以上となる者で実施区分別
・世帯区分別・検診形態別
・検査種別に次表の基準単
価に受診人員を乗じた額

実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)
40歳以上で5歳刻みの者(無料検診実施)		個別方式	基本型	6,206
			B型希望なし	5,529
			C型希望なし	5,282
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	8,866
			B型希望なし	7,898
			C型希望なし	7,546
	その他		基本型	6,206
			B型希望なし	5,529
			C型希望なし	5,282

- ※ 個別方式…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態
- ※ 集団方式… 検診の日時及び場所を指定して行う形態
- ※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。
- ※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。
- ※ イにおいて、集団方式で実施した場合は、アに準ずるものとする。

ウ 自己負担相当額
40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検診を実施する場合の受診者負担相当額

肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する

額×受診人員

エ 個別勸奨事務費
(ア) 40歳に達する者及び41歳以上で特定健診等及び健康診査等が実施される機会に併せて行う個別の受診勸奨にかかる事務費
72円×通知人員

(イ) (ア)以外で40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対する個別の受診勸奨にかかる事務費
139円×通知人員

オ 陽性者フォローアップ経費
厚生労働大臣が必要と認めた額

オ 陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

4 訪問指導費

次により算定した額
事業費
人口区分ごとに次のとおりとする

人口区分	基準単価(円)
1万人未満	11,000
1万人以上 3万人未満	18,000
3万人以上 10万人未満	52,000
10万人以上 30万人未満	209,000
30万人以上	608,000

訪問指導事業の実施に必要な報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

5 総合的な保健推進事業

厚生労働大臣が必要と認めた額

総合的な保健推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費、委託料

健 (検) 診結 果の 活 用 に 向 け た 情 報 標 準 化 整 備 事 業	健(検) 診結 果等 の様 式の 標 準 化 整 備 事 業	厚生労働大臣が必要と認め た額	健(検) 診結果等の様式の 標準化整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、 旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費、負担金	1 / 2
	健(検) 診情報 連携シ ステム 整備事 業	厚生労働大臣が必要と認め た額	健(検) 診情報連携システ ム整備事業の実施に必要な報 酬、給料、職員手当等、旅費、 報償費、需用費、役務費、委 託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金	2 / 3

(交付額の下限)

- 5 3の(4)から(8)の事業について、4より算出された額が別表8に掲げる額に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この国庫負担(補助)金の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する各区分ごとの経費の配分については、次により行うものとする。ただし、(項)感染症対策費、(項)特定疾患等対策費、(項)地域保健対策費、(項)健康増進対策費及び(項)健康危機管理推進費の間、感染症予防事業等負担金、予防接種対策費負担金及び疾病予防対策事業費等補助金の間、並びに直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分変更はしてはならない。

事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(負担金及びそれぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国庫負担(補助)金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合及び間接補助事業者から(11)のカ及びコによる納付がなされた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については事業の完了後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (8) この国庫負担（補助）金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 国が所管する特例民法法人及び公益法人は、この補助金に係る支出明細書を別紙様式第11により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第12により速やかに、遅くとも補

助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(11) 都道府県は、交付された国庫負担（補助）金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更については次により行うものとする。ただし、負担金と補助金の間での経費の配分の変更は認めない。

間接補助事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更（負担金及びそれぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けてオに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。

キ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク 間接補助事業者が地方公共団体である場合においては、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

ケ 間接補助事業者が地方公共団体以外の者である場合においては、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該間接補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

コ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第13により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させなければならない。

- (12) 都道府県知事は(11)のア～カに掲げる事項について承認し、若しくは指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

7 この国庫負担(補助)金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、g、(イ)、(カ)、(ク)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(カ)及びイの(イ)の事業

ア 市町村長及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受領したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) (1)以外の事業

別紙様式第4による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この国庫負担(補助)金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この国庫負担(補助)金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、7の(1)のア又は8による申請書が到達した日から

起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。（2）において同じ。）を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(負担（補助）金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

- 11 都道府県知事は、7の(1)に係る国庫負担（補助）金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第5又は別紙様式第6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 12 この国庫負担（補助）金の事業実績報告書は、次により行うものとする。

- (1) 市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、g、(イ)、(カ)、(ク)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(カ)及びイの(イ)の事業

ア 市町村長及び特別区の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。）までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) (1) 以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するも

のとする。

(補助金の額の確定通知)

- 13 都道府県知事は、12の(1)に係る国庫負担(補助)金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第10により速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担(補助)金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき負担(補助)金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担(補助)金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により4、7、8及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。